

介護の仕事体験事業及び「介護の日」記念事業業務委託
に係る企画提案競技（企画コンペ方式）募集要領

1 概要

将来の介護人材の確保のため、小中学生を中心とした若年層に「介護」に触れてもらうこと、介護・福祉に対する興味・関心を育み、介護現場で活躍する仕事を知ってもらうことを目的として介護の仕事体験事業イベントを実施するとともに、厚生労働省が「介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日」として設定した11月11日の「介護の日」に合わせて県民に対して介護や介護予防について理解促進を図るため記念事業を実施する。

については、企画コンペ方式により介護の仕事体験事業及び「介護の日」記念事業に係る企画及び運営等業務について意欲のある事業者を募集する。

2 委託業務の内容

(1) 業務の名称

介護の仕事体験事業及び「介護の日」記念事業業務

(2) 業務の内容

別紙 委託業務仕様書のとおり

(3) 契約上限額

委託料 27, 178千円（消費税及び地方消費税含む）

（内訳）① 介護の仕事体験事業 21, 976千円（消費税及び地方消費税含む）

② 「介護の日」記念事業 5, 202千円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3 参加者の資格要件

本業務委託に係る企画コンペの参加者は、法人又は法人以外の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や、入札等で不正行為を行った者）でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 公募開始の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまで

に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 県内に事業所等が所在する者にあつては、県税の滞納がないこと。

4 企画コンペに係るスケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| (1) 公募開始（県ホームページ） | 令和7年7月 2日（水） |
| (2) 事前説明会参加申込期限 | 令和7年7月10日（木）17時必着 |
| (3) 事前説明会（オリエンテーション） | 令和7年7月11日（金）15時から |
| (4) 企画コンペ参加資格確認申請書提出期限 | 令和7年7月15日（火）17時必着 |
| 参加資格確認の結果は、令和7年7月18日（金）17時までに通知します。 | |
| (5) 質問書の提出期限 | 令和7年7月17日（木）17時必着 |
| (6) 企画関係書類提出期限 | 令和7年7月23日（水）17時必着 |
| (7) 企画コンペ（プレゼンテーション・審査会） | 令和7年7月30日（水）予定 |
| (8) 委託先決定 | 令和7年8月 6日（水）までの間（予定） |

5 実施スケジュールおよび提出物等詳細

(1) 事前説明会（オリエンテーション）

ア 日時：令和7年7月11日（金）15時から

イ 方法：WEB 会議システム（WebEx）で行う。

① 参加申込み後、県から WEB 会議システムへのアクセス方法などを記載した案内メールを送付する。

② ①のメールでの案内に従い(1)で指定した時刻に県の WEB 会議システムにアクセスし、参加する。

※ 参加に当たりインターネットに接続可能なパソコン（WEB カメラ、マイクを含む）等をオリエンテーションまでに参加者自身で用意すること。

ウ 参加申込：メールにて参加者の事前連絡を行うこと。

① 申込期限：令和7年7月10日（木）17時

② 記載内容：タイトル：介護の仕事体験事業及び「介護の日」記念事業業務事前説明会 参加申込

本文：会社名等、担当部署、参加者氏名、連絡先

③ 申込方法：電子メール

④ 提出先：メールアドレス：kaigoshidou@pref.saga.lg.jp

※事前説明会への出欠は当該企画コンペへの参加に影響しない。

※送信後、必ず送付した旨の電話連絡を行うこと。

(2) 質問の受付及び回答

当該企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。

なお、電話、来訪等口頭による質問は一切受け付けない。

ア 提出書類：質問書（様式4）

イ 受付期限：令和7年7月17日（木）17時必着

ウ 提出方法：電子メール又はファックス

エ 提出先：上記5の（1）のウの④に同じ

オ 回答：質問内容の応答は、必要に応じて参加者全員に周知する。

なお、質問メール又はファックスを送付した際は、必ず送付した旨電話をすること。

※会場の使用条件等に関する質問は、別途会場への照会が必要な場合があるため、余裕をもって質問すること。

(3) 企画コンペ参加申込み

ア 提出期限：令和7年7月15日（火）17時必着

イ 提出書類：①企画コンペ参加資格確認申請書（様式1）

②誓約書（様式2）

③業務実績書（様式3）

④会社概要（パンフレット等）

⑤業務実施体制（業務実施体系図、責任者、担当者等の明記）（任意様式）

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配送記録が残る方法とすること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限：令和7年7月23日（水）17時必着

イ 提出書類：①介護の仕事体験事業及び「介護の日」記念事業の企画提案書
（任意様式）…9部

※企画提案書については、介護の仕事体験事業と「介護の日」記念事業で
分けて作成すること。

②見積書（任意様式）…9部

③会社概要（パンフレット等）…9部

④類似イベント等で作成したチラシ等（見本）…9部

注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配送記録が残る方法とすること。

ウ 企画提案の内容

提案書の内容は、下記の内容を含むものとする。

【介護の仕事体験事業】

- ① 介護仕事体験事業委託仕様書の
 - ・仕事体験プログラムに関する提案
 - ・仕事体験イベントの企画・運営・実施に関する提案
(実施場所、実施期間、会場レイアウト、参加者の体験の流れがわかるような計画案、仕事に応じた対価、参加者が楽しめるような企画等の提案の詳細が分かる資料等を含む)
 - ・イベント等のPR及び参加者の募集、集客方法に関する提案
(広報媒体、回数といった具体的手法を含む)
 - ・参加者アンケートの実施方法等に関する提案
- ② 業務実施スケジュール
- ③ 業務実施体制（業務実施体系図（再委託がある場合にはその業務体系図）、責任者、担当者等の明記）

【「介護の日」記念事業】

- ① 「介護の日」記念事業委託仕様書の
 - ・メインイベント等：仕掛け、演者等
 - ・周辺イベント：全体の内容案
※関係者以外の来場者を増やすような工夫、場を盛り上げる工夫をすること。
※なお、イベントの全体構成を検討するにあたっては、講演会の参加者が、周辺イベントにも巡回するような仕組みを検討すること。
 - ・記念事業の広報に関する具体的な提案（媒体種類、頻度等）
- ② 業務実施スケジュール
- ③ 業務実施体制（業務実施体系図（再委託がある場合にはその業務体系図）、責任者、担当者等の明記）

エ 見積書作成上の注意

見積書は、見積額（税込）及び介護の仕事体験事業、「介護の日」記念事業で分けた明細について記載すること。

オ 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等は返却しない。

企画提案書の受領後、企画コンペ実施者が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある。

カ 審査基準：別表1「評価基準」のとおりとする。

キ 提出方法：郵送又は持参（必着）

ク 提出先：佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 介護人材担当
(佐賀市城内1-1-59 新館3階)

(5) 企画コンペ（プレゼンテーション・審査会）の開催

ア 開催日程：令和7年7月30日（水）予定

※時間は参加者に後日連絡する

- イ 開催場所：佐賀県庁新館 1 1 階 1 1 3 号会議室（予定）
- ウ 実施方法：参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。※プロジェクター及びスクリーンの使用は行わない。

(6) 審査結果通知

- ア 通知日 令和 7 年 8 月 6 日（水）までの間（予定）
- イ 通知方法 郵送

6 最優秀提案の選定について

- (1) 最優秀提案となることができる最低基準点は 6 割とし、それ以上の点数を得た提案の中から最優秀提案を選定する。
- (2) 審査会により選定された最優秀提案者と、契約締結に向けた手続きを行う。なお、最優秀提案となるべき評価点の最も高い事業者が 2 つ以上あるときは、企画内容評価の点数が高いものを最優秀提案者とする。
- (3) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位のものを新たな最優秀提案者として手続きを行う。

7 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 1 1 6 条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 1 0 0 分の 1 0 以上）を締結し、その証書を提出するとき
 - イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
 - ウ 当該契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格がない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続きについて不正行為を行った場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1 人で 2 以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

9 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

10 その他留意事項

- (1) 企画書等の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、参加者の負担とする。
- (2) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

11 問合せ先

佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 介護人材担当 宮本
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
電話：0952-25-7105 ファックス：0952-25-7265
メールアドレス：kaigoshidou@pref.saga.lg.jp

